

## 6 自動車の駐車場所について

県営住宅では、入居者がそれぞれ団地内の駐車場を契約して使用しています。そのため、自ら契約した場所以外への駐車は禁止しています。

住宅前の通路や、その他駐車できない場所に駐車することは、消防車や救急車などの緊急自動車の通行に支障をきたすだけでなく、事故の原因になりますのでやめてください。

また、外来用駐車場は県営住宅のお客様専用の駐車スペースです。

外来用駐車場を利用するには、必ず自治会の許可を得てください。

自治会に無断で駐車した場合、団地に来られるお客様の迷惑になりますので、お止めください。